

平成27年度

武蔵村山市環境基本計画に基づく報告書
(武蔵村山市年次報告書)



武蔵村山市

目 次

1	環境基本計画（改訂版）とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	望ましい環境の創出に向けて・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	事業実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	重点的取組実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

1 環境基本計画（改訂版）とは

計画の概要

武蔵村山市は、狭山丘陵の自然を有し、昭和45年の市制施行以来、都心近郊の緑豊かな住宅都市として発展してきました。近年では、この豊かな緑を後世に残していくとともに、渋滞の解消を図るための新青梅街道の拡幅や日産自動車村山工場跡地利用など、快適で、文化的な住みよいまちづくりを進めています。

「武蔵村山市環境基本計画」は、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定したものです。

また、本計画は、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「武蔵村山市環境基本計画」を改訂したものであり、計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

ただし、計画期間中においても、環境問題や社会動向等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しをすることとします。

計画を推進する主体

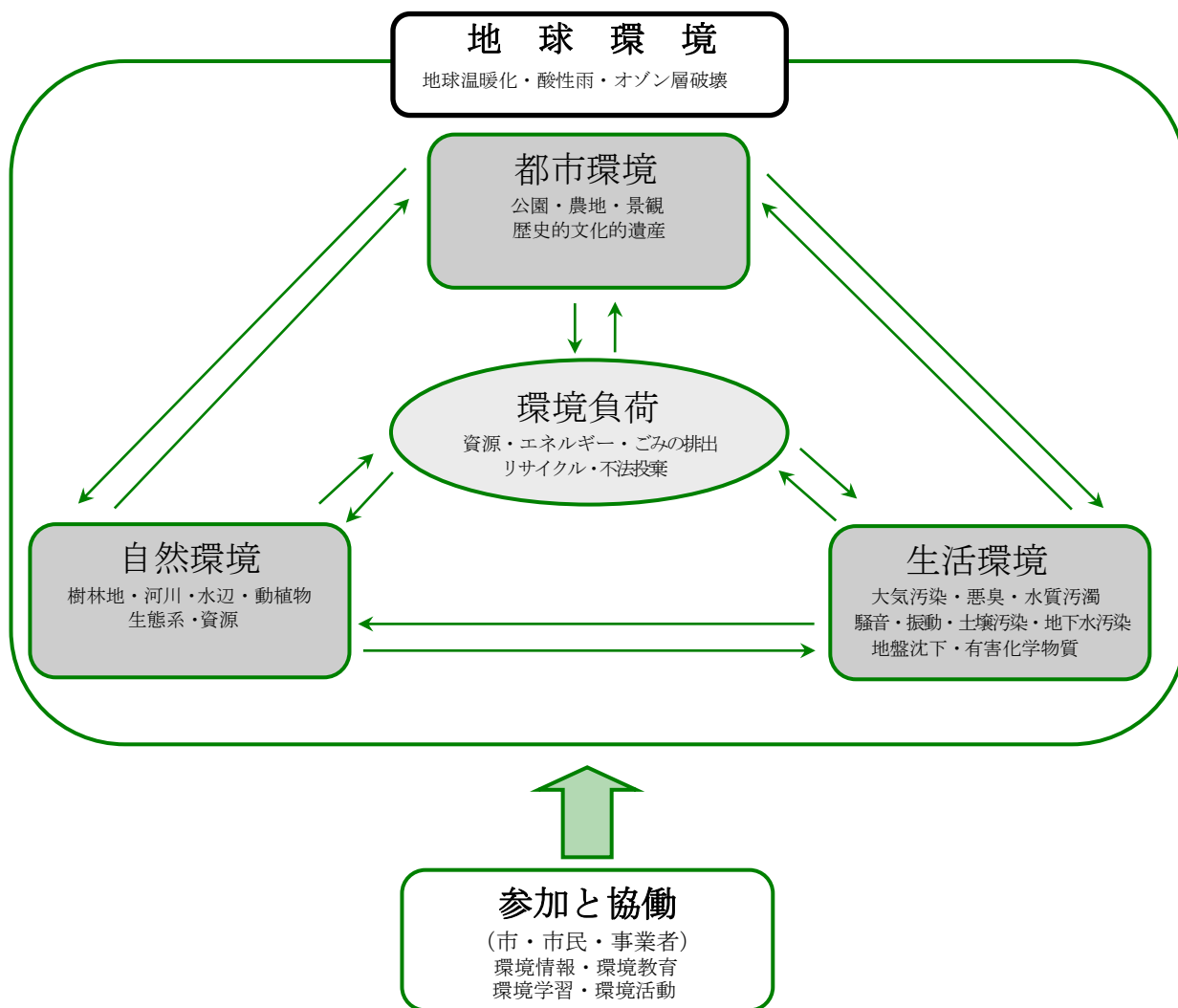
本計画を推進する主体は、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することを基本とします。



計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「環境負荷」、さらには「地球環境」までを見渡したものとします。また、これらの環境問題への取組を示した「参加と協働」についても範囲に含みます。



2 望ましい環境の創出に向けて

望ましい環境像

武蔵村山市は、昭和45年の市制施行以来、都市近郊のベッドタウンとして発展してきた一方で、狭山丘陵による自然が現在も残されています。狭山丘陵は豊かな生態系が育まれているとともに、人々の憩いの場所になっており、「武蔵村山らしさ」を演出する貴重な財産です。

「武蔵村山市第四次長期総合計画」においては、将来都市像を「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」とし、狭山丘陵の緑をいかしたまちづくりを進めています。

また、人々の触れ合い、地域の結びつきを深め、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めていかなければなりません。

こうしたことから、本市が目指す望ましい環境像は、

狭山丘陵にいだかれた自然と共生し、
誰もが安心して暮らせるまち むさしむらやま

としています。

基本目標

基本目標1 豊かな自然を育むまち

本市の北部に位置する狭山丘陵、市内を流れる残堀川や空堀川などにより育まれている自然は、私たちの貴重な財産です。都や周辺市町とも連携しながら保全していくとともに、市民が触れ合うことのできる機会や場を充実し、後世にその環境を引き継いでいきます。

基本目標2 みどりと調和した快適なまち

みどりには、市民が身近に自然と触れ合えるだけでなく、空気の浄化や夏場の暑さ緩和など、様々な効果があります。今後、まちづくりを進めていく中で、市民が身近に触れ合うことのできる緑を整備するだけでなく、みどりと調和した快適なまちを目指していきます。

基本目標3 健康で安心できる環境のまち

本市では、これまで公害対策として、工場・事業所への指導や環境調査などを実施してきましたが、近年は、自動車交通による大気汚染や騒音による環境への負荷が増大しています。これらの問題を解決していくためには、これまで進めてきた取組を進めるだけでなく、関係機関と連携した対策を更に充実し、市民が健康で安心して生活できるまちづくりを目指していきます。

基本目標 4 環境にやさしい循環型のまち

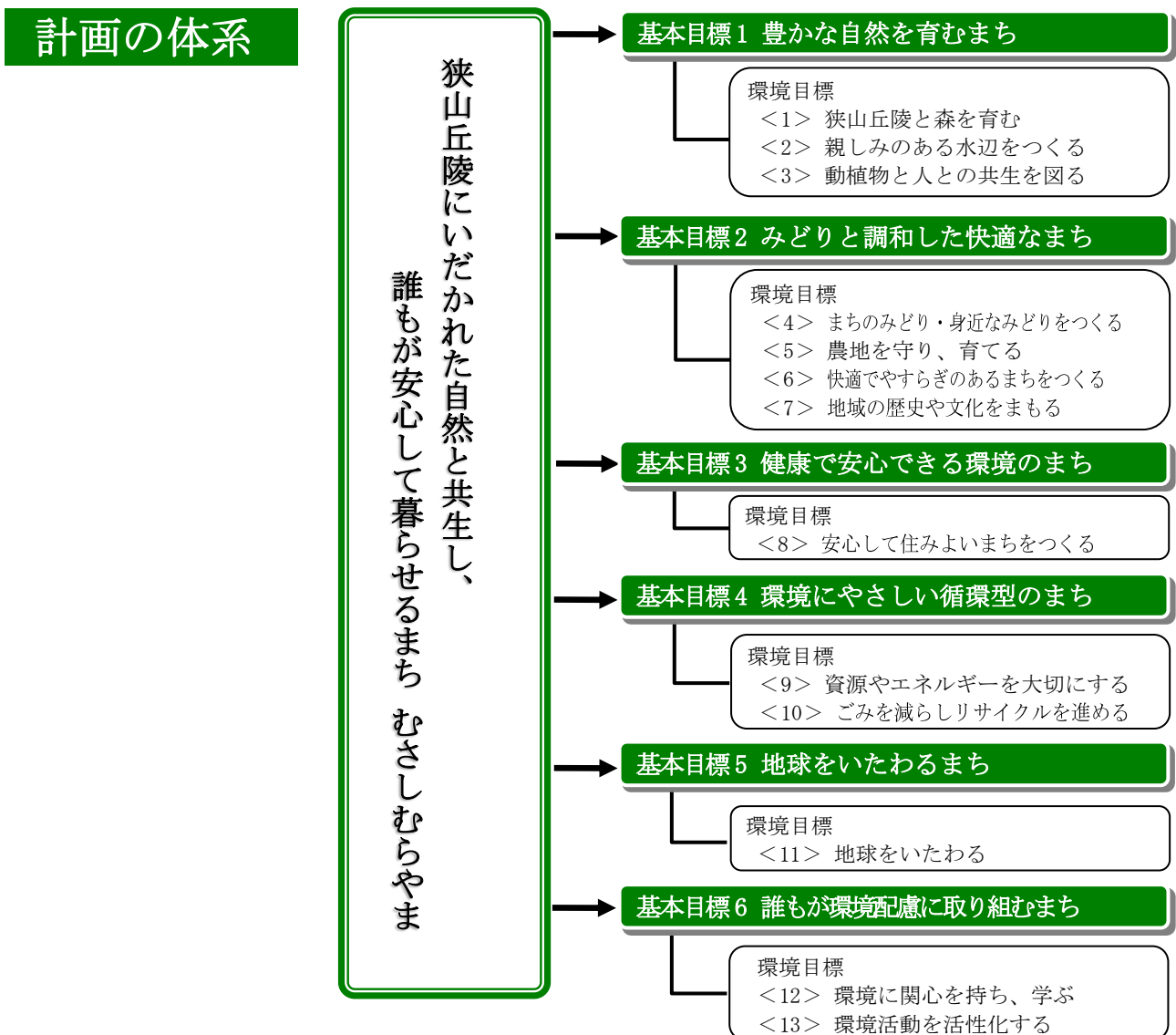
資源の枯渇は世界的な問題になっています。その問題の解決には、私たち一人ひとりが意識を変え、市民生活や事業活動の構造を根本から変えていくことが不可欠となっています。市・市民・事業者が一体となった取組を進め、循環型社会の構築を目指していきます。

基本目標 5 地球をいたわるまち

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスや窒素酸化物の排出量が増加し、地球温暖化、酸性雨等の地球規模の環境問題を招いており、これらの問題を解決するために、庁舎、公共施設等をはじめとする市域における温暖化対策を進めるとともに、市民・事業者への啓発を図り、地球環境の保全に努めていきます。

基本目標 6 誰もが環境配慮に取り組むまち

多岐にわたる環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、行動していくことが重要であるため、市民・事業者に対する情報提供や環境教育・環境学習を充実し、環境行動を促進していきます。

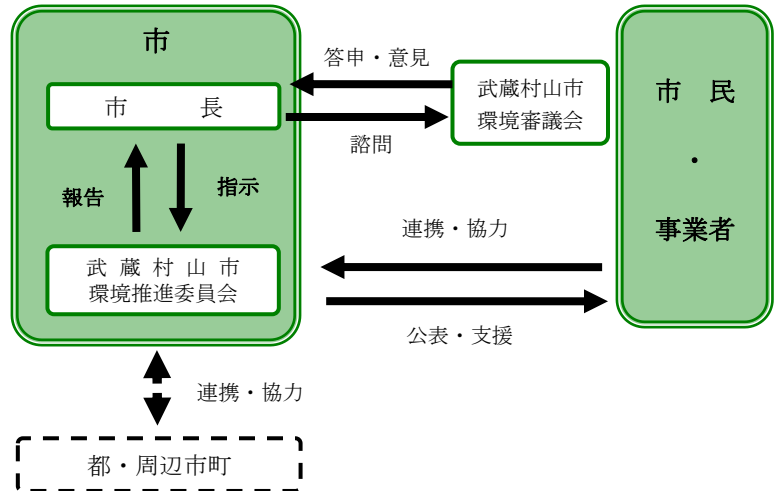


3 計画の進行管理

計画の推進体制

本計画の推進及び進行管理をするための組織体制は、「武蔵村山市環境審議会」及び「武蔵村山市環境推進委員会」となります。

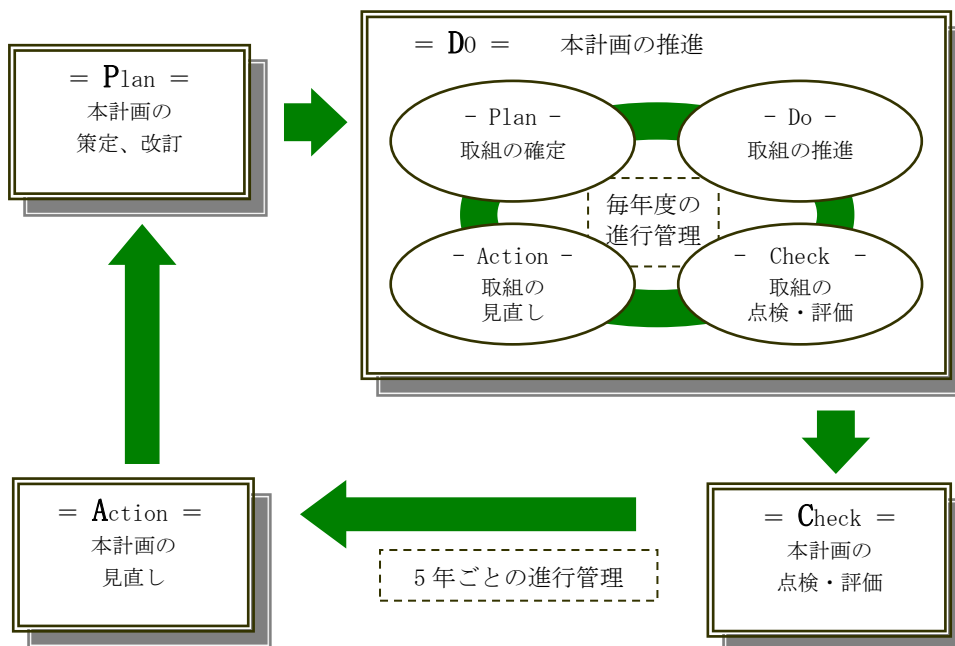
それらを円滑に運営し、市民・事業者、都・周辺市町との連携を図ることで、本計画の実効性を確保していきます。



進行管理の仕組み

本計画で定めた様々な取組を着実に実践し、また、本計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入しています。

進行管理の仕組みは、P (Plan: 計画立案) → D (Do: 実践) → C (Check: 点検・評価) → A (Action: 見直し) といった「PDCAサイクル」を基本とします。



「武蔵村山市年次報告書」を通じた見直し（毎年度実施）

「武蔵村山市年次報告書」を毎年度作成し、市民・事業者に公表することにより、進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

Plan	予算を確定し、環境施策を確定します。
Do	「武蔵村山市年次報告書」を通じて、環境施策を推進します。
Check	環境指標及び環境施策の点検・評価を行います。
Action	翌年度の環境施策や予算への反映方針を検討します。

計画全体の見直し（適宜実施）

本計画は、平成27年度までを計画期間としますが、今後の社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、市民の環境に対する価値観の変化等に適切に対応するため、適宜計画の体系や進行管理の在り方など、計画全体に関わる見直しを行います。

Plan	本計画策定時は、望ましい環境像、環境目標、環境施策などを示します。改訂の際は、その見直しを行います。
Do	環境基本計画に基づき、環境施策を推進します。
Check	「武蔵村山市年次報告書」を基に、計画の点検・評価を行います。
Action	本計画の点検結果は、計画の見直しに反映させます。

点検評価の手法

環境目標の達成に向けて、現況調査、担当課へのヒアリングの実施により環境指標を定期的に点検し、環境指標や施策の取組の見直しに反映させます。

4 事業実施報告

環境指標の達成状況及び市の取組の状況

本計画を着実に推進していくため、それぞれの環境目標ごとに施策の展開の目安として「35の環境指標」を掲げました。また、本計画を着実に推進していくため、それぞれの環境目標ごとに、市の具体的な役割を示すため環境施策の方向を定め、これに対する「155の市の取組」として掲げました。なお、平成27年度に実施した主な事業の取組とその評価は、以下のとおりです。

評価方法

環境指標の評価については、数値目標のあるものは目標数値と比較して評価し、数値目標のないものは事業内容について評価したものです。

評価	環境指標	環境施策
A	目標を達成し、内容が計画よりも進展したもの	取組を実施し、内容が進展しているもの
B	目標を達成したもの	取組を実施し、内容が十分なもの
C	着手しているが、目標に達していないもの	取組を実施し、内容が不十分なもの
D	未着手のもの	未実施のもの

環境目標

1 狭山丘陵と森を育む

環境指標

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
狭山丘陵周辺公園等面積 (ha)	219.2	106.9	106.9	106.9	C

環境指標	平成27年度	評価
都・市・市民・事業者が連携し、狭山丘陵を保全・活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 野山北・六道山公園は、野山北・六道山公園管理運営協議会において、公園の保全・活用に向け、3回協議し、東京都による樹林地整備など、狭山丘陵の環境整備を実施。 中藤公園は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（改定）において優先整備区域に指定された区域について、都が事業に着手したことから、中藤公園の整備に関する協議会を3回開催し整備に向けた具体的な検討を実施。 	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①狭山丘陵・樹林地の保全	樹林地保護のため、みどりの基金の活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> みどりの保護及び育成に関する奨励金交付事業により樹林地保護のため奨励金を交付。(1,117㎡・142,976円) 	B
	市民参加による樹林地の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地ボランティア制度運営事業。その他近隣住民の自発的な除草作業。 	B
	保存樹木、保存樹林の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木、保存樹林の保全のため所有者に対し奨励金(計1,901,726円)を交付。保存樹林(1,117㎡)、保存樹木(107本)、生け垣(4,597m)。 	B
	狭山丘陵や市街地における樹林地等の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵の一部区域を都が用地買収し、野山北・六道山公園区域内では、都による公園整備を進め、緑の保全を継続して実施。 中藤公園は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（改定）において優先整備区域に指定された区域について、都が事業に着手したことから、中藤公園の整備に関する協議会が設立されるなど、整備に向けた具体的な検討を実施。 海道緑地の適正な維持管理を実施。(下草刈り2回、ごみ拾い2回、落葉掃き1回、枯木枝落し2回) 	B
	社寺林の保全策の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園適正管理事業として十二所神社公園及び向山公園の境内広場一部を公園として供用し保全に努めている。 	C

②里山との触れ合いの場の創出	自然観察会を開催・支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習会（カメラで自然を切り取ろう！生き物観察会）を10月25日に里山民家周辺で開催し、23人が参加。 環境学習会（野山の春探し！野鳥観察会）を2月20日に里山民家周辺で開催し、26人が参加。 自然観察会を8月（星空）と3月（植物等）に開催し、計37人参加。 土曜日チャレンジ教室で狭山自然体験コース全7回開催し、358人参加。 	B
	里山体験施設の活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 管理者である都と公園整備を含め調整。 土地所有者の都への売却希望等の調整を含め、都と綿密に連携。 環境学習会（カメラで自然を切り取ろう！生き物観察会）を10月25日に里山民家周辺で開催し、23人が参加。【再掲】 環境学習会（野山の春探し！野鳥観察会）を2月20日に里山民家周辺で開催し、26人が参加。【再掲】 	B

環境目標

2 親しみのある水辺をつくる

環境指標

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
水辺と触れ合える箇所数（箇所）	7	7	7	7	B

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
湧水の保全件数（件）	2	2	2	2	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①水辺の保全	自然環境に配慮した河川工事を都に要請するとともに、市が管理する普通河川についても、自然環境に配慮した維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 空堀川・横丁川等、7か所の浚渫を実施。 残堀川クリーンアップ作戦を11月28日に実施し、職員含め20人が参加。 空堀川における親水緑地広場の整備を東京都へ随時要請。 都に対し、残堀川の生物等に配慮した良好な維持管理や河川内の定期的な除草実施を要望し、親水緑地広場の市による維持管理経費の財源確保を依頼。（都における財源措置が見込めないことから、実施に至っていない。） 都と空堀川の中砂橋～神明橋間用地取得の進捗に合わせて河川整備の協議を継続して実施。また、都へ管理用通路等の除草を引き続き要望。 	B
	河川の水質の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 全河川の水質定期調査を4回実施。 残堀川の水生生物調査を1回実施。 残堀川及び空堀川の河川水中ダイオキシン類調査を1回実施。（P.24参照） 	B
	市内に存在する湧水の実態把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 野山北公園、湧水群を把握。 	B

②水辺との触れ合いの場の創出	水辺と親しめるような場所の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 残堀川クリーンアップ作戦を11月28日に実施し、職員含め20人が参加。 都と空堀川の中砂橋～神明橋間用地取得の進捗に合わせて河川整備の協議を継続して実施。【再掲】 	B
	水辺に生育・生息する動植物や水質等に関する観察会を開催し、意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習会（カメラで自然を切り取ろう！生き物観察会）を10月25日に里山民家周辺で開催し、23人が参加。【再掲】 環境学習会（野山の春探し！野鳥観察会）を2月20日に里山民家周辺で開催し、26人が参加。【再掲】 	B
③水循環の促進	樹林地や農地の保全・再生を通じて湧水の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> みどりの保護及び育成に関する奨励金交付事業により樹林地保護のため奨励金を交付。（1,117㎡・142,976円）【再掲】 農地パトロールを実施（市内全域年1回、地区を定めて随時）し、農地を適正に管理。 	B
	都や周辺市町と連携して、水量確保の対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 柳瀬川・空堀川等流域連絡会（都主催）等で周辺市町村と連携を行った。 残堀川水質調査会（立川市・武蔵村山市・瑞穂町）で都へ要望。 空堀川水環境確保対策会（清瀬市・東村山市・東大和市・武蔵村山市）で調査、検討を行い、その結果をもって空堀川水質浄化対策検討会（都主催で年に1回開催）で更に検討。 空堀川・横丁川等市内7か所で年に一度、河川の浚渫を実施。 	B
	雨水浸透・貯留施設の設置を推進し、地下水の涵養を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 宅地外への流出の抑制を図るため開発事業者に対し雨水浸透施設設置の指導を実施。 第一中学校で雨水貯留槽のろ過装置により雨水をろ過し、トイレ洗浄水及び校庭散水として利用。 市民総合センターに設置している雨水貯留施設の雨水をトイレの洗浄水として利用。 排水設備工事時において雨水排水設備設置の指導を実施。 市内三ツ藤一丁目地内の私道に浸透施設を整備する工事を実施。 	B

環境目標

3 動植物と人との共生を図る

環境指標

環境指標	平成 27 年度	評価
動植物の生育・生息状況を把握し、市民・事業者の環境保全意識を高める。	野山北・六道山公園周辺で環境学習会を計画通り 2 回実施。	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成 27 年度の取組状況	評価
① 動植物の生育・生息環境の保全	公共施設等の整備の事業実施に当たっては、自然環境に配慮します。	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の改修工事等において省エネルギー型の機器を設置。 公園等（都市公園 18 公園、児童遊園 47 園、運動広場 10 か所、地域運動場 3 か所、親水広場 7 か所）の植栽管理等をするため維持管理、整備を実施。 	B
	狭山丘陵等、動植物の生育・生息の場の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 残堀川クリーンアップ作戦を 11 月 28 日に実施し、職員含め 20 人が参加。【再掲】 狭山丘陵の一部区域を都が用地買収し、野山北・六道山公園区域内では、都による公園整備を進め、緑の保全を継続して実施。【再掲】 中藤公園は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（改定）において優先整備区域に指定された区域について、都が事業に着手したことから、中藤公園の整備に関する協議会が設立されるなど、整備に向けた具体的な検討を実施。H28. 4. 1 一部開園。 	B
	外来生物に対して監視を行うとともに、市民などへの普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 外来生物に関し関係各機関と連携を図り情報共有を行っている。 残堀川の水生生物調査を 1 回実施。【再掲】 	B
② 動植物保護のための意識啓発	市民参加による動植物の実態調査を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体の行っている植物調査を支援している。 	B
	自然観察会の開催・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習会（カメラで自然を切り取ろう！生き物観察会）を 10 月 25 日に里山民家周辺で開催し、23 人が参加。【再掲】 環境学習会（野山の春探し！野鳥観察会）を 2 月 20 日に里山民家周辺で開催し、26 人が参加。【再掲】 自然観察会を 3 月 26 日に開催し、9 人参加。【再掲】 	B
	広報紙やホームページを通じて、動植物の情報収集や情報提供をします。	<ul style="list-style-type: none"> 市報及びホームページによる情報提供。 歴史民俗資料館で、「武蔵村山市郷土史シリーズ」DVD ビデオコーナーを設置し上映。 自然に関する市史の販売。 在村文化及び企画展「栄村に行こう！」を掲載した資料館だよりを配布。 	B

環境目標

4 まちのみどり・身近なみどりをつくる

環境指標

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
一人当たりの都市計画公園等面積(m ² /人)	21.8	16.7	16.7	16.7	C
生け垣奨励助成制度による補助件数(件)	146	139	133	128	C

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①公共・公益施設の緑化の推進	都市公園等の整備を通じ、緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 中藤五丁目運動広場花壇修繕及び大南公園花壇設置を職場体験の中学生、公園緑地ボランティア並びにグリーンヘルパーにより新設作業を実施。 	B
	公共・公益施設における緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 緑が丘出張所の樹木のせん定1回、害虫駆除を2回実施。 総合体育館及び総合運動公園敷地内の樹木の維持管理を実施。 各学校施設の高木のせん定を実施。 市民総合センター南側の花壇の維持管理を実施。 本庁舎の周辺等の緑化維持のため、高木、低木のせん定を実施、雑草の除草を適宜実施。 市指定史跡(三本榎)の維持管理。 中藤五丁目運動広場花植えにより新規ボランティアも38人を登録。 図書館の花壇等で植物を栽培し、また、館内で観葉植物を配置。 	B
	既存公園の適切な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公園等(都市公園18公園、児童遊園47園、運動広場10か所、地域運動場3か所)の植栽管理等をするため維持管理、整備を実施。 【再掲】 	B
	市民参加による公園づくりや維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 大南公園(31人)、大南東公園(12人)、プリンスの丘公園(3人)、中原公園(1人)、伊奈平公園(1人)、中藤五丁目運動広場(39人)等で市民ボランティアによる清掃活動を実施。 	B
	公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 大南公園(31人)、大南東公園(12人)、プリンスの丘公園(3人)、中原公園(1人)、伊奈平公園(1人)、中藤五丁目運動広場(39人)等で市民ボランティアによる清掃活動を実施。 【再掲】 	B

②民有地内の緑化	緑のまちづくり活動ガイドラインの活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 未実施。（当該年度は、民間指导向けの緑化指導マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成に向けた検討は行っておらず、実施予定は未定。） 	D
	生け垣奨励助成制度の指定基準や補助金などの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱を改正。（交付対象条件の緩和により緑化の推進を図った。） 	B
	緑地協定や地区計画制度を活用し、緑化を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画を定めるに当たっては、地区計画の目標や土地利用の基本方針、地区施設の整備方針などに緑化の促進を掲げ、緑地の確保を実施。 実行性を伴う地区整備計画を規定し、敷地内緑化や道路に面する生け垣又は柵の緑化を推進。 	B
③みどりの育成	みどりの基金を活用し、緑を守り、育てます。	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木、保存樹林及び生け垣の保護のため、所有者に交付した奨励金（計 1,901,726 円）にみどりの基金を充当し活用。保存樹林（1,117㎡）、保存樹木（107本）、生け垣（4,597m）【再掲】 	B
	みどりの散策マップの発行やイベントの開催等を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ひまわりガーデン武蔵村山を7月18日から8月14日まで開園、来園者数延べ12,335人。 	B
	公園を整備していく上で、自然学習ができる場所をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> 中藤五丁目運動広場花壇修繕及び大南公園西側花壇を職場体験中学生やボランティア、グリーンヘルパーにて新設。 屋外体験学習広場において、青少年の自然学習及び体験学習の実施。 	B
	グリーンヘルパーの創設を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵村山市グリーンヘルパー制度運営要綱に基づき、育成講座・講習会を実施。2級グリーンヘルパー育成講座開催。樹木コース4人、園芸コース9人登録。 	B

環境目標

5 農地を守り、育てる

環境指標

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
体験型市民農園の設置箇所数（箇所）※ ¹	6	2	2	2	C
農産物直売所の箇所数（箇所）※ ²	71を維持	54	54	54	C

※¹体験型市民農園の設置箇所数が増えない原因としては、設置に自己負担金もかかるため、また現在2か所の体験型市民農園の区画に空きがあることも要因の一つである。利用希望者が遠隔地に居住していることから、体験型市民農園の登録に至らず、空き区画が埋まっていけないという問題もあるため、改善できるように検討していく予定である。

※²農産物直売所の箇所数の減少の原因としては、後継者不足による経営者減少や耕作規模縮小によるものであり、新たに箇所数を増やすことは困難である。今後も農業振興の一環として、農産物品評会・情報館イベント時に直売マップの配布や農産物直売所のPRとしてのぼり旗の配布実施、都市農地保全支援プロジェクト事業による簡易直売所設置費の補助を実施する。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①農地の保全	生産緑地地区の指定を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> 341地区。約97.19ha。 追加指定 3件 生産緑地地区の指定により、農地保全の実施。 	B
	農業基盤の整備・改善の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵村山市第二次農業振興計画を引き続き遂行。 農地を良好に維持し、安定生産ができるよう市街化調整区域内の市道を692m整備。 農業認定制度に基づく認定農業者17人を新規に認定。（合計35人認定） 	B
	体験型市民農園の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 現在2か所で130区画整備済。（空き区画5か所） 制度について広報を行い、利用者募集の支援を実施し、利用者12人を認定した。今後も継続して支援を行っていく。 	B
	環境にやさしい農業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 土壌病害虫対策を行う農業者向けに農業生産組合を通じて補助を実施。 有機肥料や減農薬、減化学肥料農業のPRを実施。 都特別栽培農産物認証制度のPRを実施。 	B

②農業の活性化	農業後継者と新規就農者の育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 農業後継者育成事業として農業後継者団体への補助を実施。 農業教育講座を7月7日に実施し、26人が参加。 	B
	地場農産物を積極的にPRし、地元での消費を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> かたくりの湯での直売所を引き続き設置。 農産物品評会を開催し、地場農産物のPRを実施。 情報館えのきで市内産農産物のPRを実施。 	B
	援農ボランティアを活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 制度について、市報やホームページでPRし、現在13人登録。 	B
	地産地消を促進するため、Food（風土）グランプリの開催を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> Food（風土）グランプリを11月14、15日に市役所第二市民駐車場で開催。出店に際しては、地元の食材を使用。（参加者数約7,000人） 	B
③農地との触れ合いの場の創出	農産物直売所の設置を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 農産物直売所ののぼり旗を無料で配布。 農産物直売マップを図書館等の施設に配布し市民へのPR実施。 	B
	消費者の農業理解を図るため、農業イベントや交流会等を開催・支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 農業まつり委員会に補助金を交付。農業まつりを11月14、15日に開催。 	B
	体験型市民農園の利用のPRを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の募集を市報に掲載。（107人が利用） 	B
	学校教育の中では、水田学習をはじめとした農地と触れ合う機会を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校5年生全員に、田植・草取り・稲刈・脱穀の水稲栽培の体験学習の実施。 市内小・中学校の児童・生徒を対象に、学校農園を活用し、様々な教科等の時間を活用して、野菜や花の栽培を実施。 	B

環境目標

6 快適でやすらぎのあるまちをつくる

環境指標

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
クリーン作戦の参加人数（人）	6,000	4,706	3,874	4,242	C
クリーン作戦における不法投棄等のごみの回収量（kg）※	660	900	990	690	C

※クリーン作戦の参加人数が増え、不法投棄等のごみの回収量が減少していくことが評価は良いと判断する。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①まちの美化	空き缶や吸い殻等の投棄や犬のふんの放置等を防止し、環境の美化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例」の運用。 犬のふんの放置防止啓発看板を配布。 各種イベントで啓発物品を配布。 「ひとにやさしい、地球にやさしい」イベントを環境フェスタ及び村山デエダラまつりの会場で実施。 犬の正しい飼い方、マナー等の向上を目的とし、犬の飼い方教室を5月29日に開催し、20人参加。 犬のふん放置及びノーリードによる散歩防止のため、平成27年度から環境パトロールを実施。 	A
	クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市報及び自治会回覧でPRを実施。 5月31日に開催し、合計4,242人が参加。（回収量690kg） 	C
	違反広告物撤去協力員を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保のため帽子・腕章・ジャンパーを協力員51人に貸与。 	B
②環境に配慮した道路の整備	街路樹を適正に整備し、緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域の街路樹（高木・低木）のせん定を1回（1,600本）実施。 	B
	歩行者・自転車道の整備を通じて緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 野山北公園自転車道の樹木等のせん定1回実施。（低木は全域、高木は140本） 野山北公園自転車道の除草を5回実施。 	B
	道路の新設や既存道路の改修の際には、周辺環境に配慮した舗装の採用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 工事に際し、再生アスファルトや再生砕石を使用。 	B
	街路灯等は周辺環境を踏まえた上で適切に設置します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に、防犯灯を3,611基LEDに交換し、維持管理を行っている。（LED化率100%） 周辺環境に配慮した新規LED防犯灯23基及びLED街路灯7基を設置。 	A

	道路の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 適時、道路パトロールを実施。 市民からの要望等により道路の部分的補修を実施。 	B
	安全かつ歩きやすい歩道の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 主要市道第 17 号線に横断抑止柵を設置。 	B
③良好なまちなみの形成	街路樹は地域環境に配慮した樹種を選定します。	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備の際に、地域環境に配慮した樹種を選定するが、平成 27 年度は、該当道路事業なし。 	-
	市民参加による植樹帯の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加による植樹帯の維持管理を検討。 	B
	文化財とみどりが調和したまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 道路植樹帯の除草及び樹木のせん定を実施。 	B
	景観面に配慮し、違反広告物（チラシ等）の規制を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 違反広告物撤去協力員による、道路パトロールにて違反広告物撤去を実施。 	B
	狭山丘陵の景観重点地区で基準を設け、景観の誘導を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」を平成 25 年 10 月に策定し、景観重点地区内における建築行為等に係る市への届出を義務付け、景観重点基準への適合に関する指導を実施。 	B

環境目標

7 地域の歴史や文化をまもる

環境指標

環境指標	平成27年度	評価
歴史的文化的遺産と触れ合う機会や場を増やす。	都指定文化財2件、市指定文化財20件に対し、教育委員会から新たに市指定文化財（古文書／3件）の諮問を受け、文化財保護審議会で審議を実施し、3件認定。 資料館事業として、「端午の節句」、「七夕飾り」、「正月飾り」、企画展「村山の俳諧」、「栄村へ行こう」、「村山の戦争資料」、「自然観察会」、「歴史講座」等を実施。資料館だより発行、歴史民俗資料館ホームページで情報提供を実施。歴史民俗資料館分館建設。（平成28年9月25日開館、市内大南三丁目）	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①歴史的文化的遺産の保全	埋蔵文化財をはじめ、各種文化財を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> 市立歴史民俗資料館の展示室及び収蔵施設において保全を実施。 市内の文化財の収集及び保管。 	B
	発掘調査により環境の変化が伴う場合、必要最小限にとどめるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発計画等が生じた場合、宅地開発事業者と調整及び事前に埋蔵文化財の所在の確認を実施。 埋蔵文化財包蔵地内周辺で試掘調査等を実施。（岸三丁目・稲荷窪遺跡） 	B
②歴史的文化的遺産との触れ合いの場の創出	市民が文化財に触れ合う機会の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内に軍事施設が存在したことを後世に伝えるとともに平和の尊さについて学習の場を提供するために資料館分館を建設。【再掲】 	B
	市内の文化財を紹介する看板の維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 歴史散策コース・西コース⑩滝の入り不動標柱の標柱銘板張替実施。 	B
	広報紙やホームページを通じて、文化財の情報を提供し、市民へ周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市報、ホームページ及びフェイスブックによる情報提供を実施。 資料館だよりの発行。（27年度、1200部） 	B

環境目標

8 安心して住みよいまちをつくる

環境指標

環境指標						
道路沿道における二酸化窒素濃度	【目標】環境基準 0.06ppm 以下を維持する					
	単位：ppm					
	道 路	調 査 地 点	25 年 度	26 年 度	27 年 度	評 価
	青 梅 街 道	第一分団 車庫付近	0.010	0.009	0.011	A
		第六分団 車庫付近	0.019	0.009	0.012	A
	主要地方道 第 55 号線	大南一丁目 バス停付近	0.023	0.017	0.013	A
	主要地方道 第 59 号線	三ツ藤住宅 東バス停付近	0.026	0.024	0.018	A
		文明堂工場 付 近	0.030	0.020	0.020	A
	新青梅街道	桃ノ木 歩道橋付近	0.028	0.023	0.022	A
		武蔵村山 郵便局付近	0.028	0.031	0.025	A
主要地方道 第 162 号線	第七分団 車庫付近	0.022	0.013	0.013	A	
江戸街道	東京日産自動 車販売北付近	0.023	0.019	0.016	A	
残堀川にお ける BOD 濃度	【目標】環境基準 3 mg/l以下を維持する※ ¹					
	単位：mg/l					
	調 査 地 点	25 年 度	26 年 度	27 年 度	評 価	
	富士塚橋	0.80	0.60	0.90	A	
中砂大橋	- ※ ²	<0.50	1.00	A		
※ ¹ 残堀川の河川類型はB類型、空堀川の河川類型はE類型であるため、BODの環境基準が空堀川の環境基準と異なっている。						
※ ² 濁水のため欠測						
空堀川にお ける BOD 濃度	【目標】環境基準 10 mg/l以下を維持する					
	単位：mg/l					
	調 査 地 点	25 年 度	26 年 度	27 年 度	評 価	
	砂野橋	2.5	1.9	1.5	A	
念仏塚橋	3.5	1.5	1.1	A		

地下水の環境基準の達成状況

【目標】全調査地点（5か所）、全項目（4項目）環境基準以下
調査地点の選定方法は、無作為に行っている 単位：mg/l

調査地点	調査項目	環境基準	平成27年度	評価
中藤五丁目地内	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	A
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A
	1・1・1トリクロロエチレン	1.00	<0.001	A
	四塩化炭素	0.002	<0.001	A
中藤一丁目地内	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	A
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A
	1・1・1トリクロロエチレン	1.00	<0.001	A
	四塩化炭素	0.002	<0.001	A
三ツ木一丁目地内	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	A
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A
	1・1・1トリクロロエチレン	1.00	<0.001	A
	四塩化炭素	0.002	<0.001	A
中央二丁目地内	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	A
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A
	1・1・1トリクロロエチレン	1.00	<0.001	A
	四塩化炭素	0.002	<0.001	A
岸二丁目地内	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	A
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	A
	1・1・1トリクロロエチレン	1.00	<0.001	A
	四塩化炭素	0.002	<0.001	A

道路交通騒音測定値

【目標】環境基準 昼間70dB以下 夜間65dB以下
及び要請限度 昼間75dB以下 夜間70dB以下を維持する 単位：dB

道 路	調 査 地 点	区 分	25年度	26年度	27年度	評 価
青 梅 街 道	第一分団 車庫付近	昼	65	67	66	A
		夜	59	60	61	A
	第六分団 車庫付近	昼	66	66	66	A
		夜	62	63	61	A
主要地方道 第55号線	大南一丁目 バス停付近	昼	69	68	68	A
		夜	67	64	64	A
主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅 東バス停付近	昼	69	64	64	A
		夜	67	61	61	A
	文明堂工場 付 近	昼	67	67	67	A
		夜	65	65	65	A
新青梅街道 ※	桃ノ木 歩道橋付近	昼	75	76	75	B
		夜	71	73	72	C
	武蔵村山 郵便局付近	昼	75	75	75	B
		夜	71	72	71	C
主要地方道 第162号	第七分団 車庫付近	昼	68	68	70	A
		夜	64	65	66	A
江戸街道	東京日産自動 車販売北付近	昼	65	64	63	A
		夜	57	57	58	A

※新青梅街道の測定値が要請限度を超過したことに関して、今後、拡幅工事の際に東京都へ対応を要望することを検討。

道路交通振動測定値	<p>【目標】全調査地点（9 か所）要請限度以下 昼間 65dB 以下 夜間 60dB 以下を維持する</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p>						
	道 路	調 査 地 点	区 分	25 年 度	26 年 度	27 年 度	評 価
	青 梅 街 道	第一分団 車庫付近	昼	40	40	40	A
			夜	32	32	30	A
		第六分団 車庫付近	昼	32	32	32	A
			夜	29	29	29	A
	主要地方道 第 55 号線	大南一丁目 バス停付近	昼	41	42	43	A
			夜	38	37	39	A
	主要地方道 第 9 号線	三ツ藤住宅 東バス停付近	昼	42	39	39	A
			夜	39	37	35	A
		文明堂工場 付 近	昼	43	41	42	A
			夜	40	39	39	A
	新青梅街道	桃 ノ 木 歩道橋付近	昼	46	48	46	A
			夜	42	43	43	A
武蔵村山 郵便局付近		昼	46	56	55	A	
		夜	42	51	50	A	
主要地方道 第 162 号線	第七分団 車庫付近	昼	37	37	38	A	
		夜	33	33	36	A	
江戸街道	東京日産自動 車販売北付近	昼	36	37	38	A	
		夜	30	29	31	A	
横田基地航空機騒音測定値	<p>【目標】年間平均、環境基準 WECPNL (70 dB) /Lden (57 dB) 以下を維持する</p> <p style="text-align: right;">単位：WECPNL/Lden※</p>						
	調 査 地 点	25 年 度	26 年 度	27 年 度	評 価		
	市立第十小学校	62.2/46.1	48.4	47.9	A		
<p>※平成 24 年度末まで、航空機騒音の環境基準として WECPNL を採用していたが、平成 19 年に航空機騒音に係る環境基準についての一部改正により、平成 25 年度から、新たな環境基準として Lden(エルデン)が採用された。また、市では 10 月 1 日から新基準 (Lden) 対応の航空機騒音測定機を導入し、測定を行っている。なお、平成 25 年 4 月 1 日から Lden に切り替わるまでの期間は、参考値として測定した。</p>							
ダイオキシン類の大气環境濃度	<p>【目標】環境基準 0.6pg-TEQ/m³ 以下を維持する</p> <p style="text-align: right;">単位：pg-TEQ/m³</p>						
	調 査 地 点	25 年 度	26 年 度	27 年 度	評 価		
	市 役 所 屋 上	0.015	0.015	0.014	A		
	残堀・伊奈平地区 学習等供用施設	0.017	0.017	0.018	A		
	大南地区学習等 供 用 施 設	0.015	0.014	0.015	A		

ダイオキシン類の水質環境濃度	【目標】環境基準 1 pg-TEQ/ℓ以下を維持する				
	単位：pg-TEQ/ ℓ				
	調査地点	25年度	26年度	27年度	評価
	残堀川	0.13	0.10	0.14	A
空堀川	0.11	0.09	0.13	A	

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
公用車における低公害車の導入台数(台)※	26	49	56	45	A

※平成 27 年度の総保有台数（低公害車含む）は 83 台。

※平成 27 年度は九都県市指定低公害車制度を適用し台数を把握。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成 27 年度の取組状況	評価
①大気汚染・悪臭防止対策	アイドリングストップの啓発等、自動車排出ガス対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 庁用車の運転日誌綴りにアイドリングストップを励行する文書を添付。 平成 13 年式の軽自動車を廃車し、低公害軽自動車を借り上げた。 	A
	市内循環バス運行は、環境に配慮した車両での運行に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 停留所等での時間調整や信号待ち時におけるアイドリングストップの慣行。アイドリングストップ車両：運行 11 台中 7 台。 	B
	野焼き防止に向けた監視体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市報、ホームページ及びツイッターによる周知啓発。 市民等からの通報により、立入指導を実施。 環境パトロールを随時実施。 	B
	工場・事業所からの排出ガスについて指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 都環境確保条例に基づき、6 重油使用対象事業所の重油中の硫黄分調査を 1 回実施。 産業廃棄物焼却施設 2 事業所で、排ガス中のダイオキシン類及びばいじん調査を 1 回実施。 	B
	公共交通機関の充実と利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内循環バスの運行により、通勤者等の公共交通機関への利用を促進。H25.4 ルート再編にて利用者の増加に努める。 	B
	一般家庭、事業所に対して悪臭防止の指導・啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 都環境確保条例に基づき工場の設置及び変更の際に書類審査及び現地検査を実施。 市民等からの通報により立入指導を実施。 	B
	地域住民と関係機関との協力により、大気汚染の防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民等からの通報により立入指導を実施。 	B

	大気の調査を定期的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境大気中ダイオキシン類調査を公共施設屋上3か所で年2回実施。 二酸化窒素濃度調査を公共施設敷地内4か所で毎月実施。 主要幹線道路環境調査に合わせ二酸化窒素濃度調査を13地点で1回実施。 酸性雨調査を市役所屋上で毎月実施。 	B
	公用車に低公害車（電気自動車を含む）の導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年式の軽自動車を廃車し、低公害軽乗用車を借り上げ。【再掲】 12月に第一・六分団に消防ポンプ車（低公害車）購入。 	A
②水質汚濁防止対策	水質調査を定期的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 全河川の水質定期調査を4回実施。【再掲】 残堀川の水生生物調査を1回実施。【再掲】 残堀川及び空堀川の河川水中ダイオキシン類調査を1回実施。（P.10参照）【再掲】 	B
	地域住民や関係機関と協力し、水質汚濁の監視や指導に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の通報の際に、都と連携して立入指導実施。平成27年度は0件。 	B
	水洗化の普及を促進し、河川の水質浄化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに公共下水道への接続を促す記事を掲載。 	B
	工場・事業所からの排水について指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 下水道法に基づき26対象事業所に対し水質検査を4回、640項目実施。 	B
③土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策	土壌汚染の実態把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 都環境確保条例に基づき対象事業所に対して指導し、調査報告書により実態把握。 	B
	環境にやさしい農業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 土壌病害虫対策を行う農業者向けに農業生産組合を通して補助を実施。【再掲】 有機肥料や減農薬、減化学肥料農業のPRを実施。【再掲】 都特別栽培農産物認証制度のPRを実施。【再掲】 	B
	樹林地や農地を保全し、地下水のかん養を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹林の保護のため、所有者に奨励金を交付。（142,976円、1,117㎡） 農地パトロールを実施（市内全域は年1回、地区を定めて随時）し、農地を適正に管理。【再掲】 	B

	雨水浸透・貯留施設の設置を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 宅地外への流出の抑制を図るため開発事業者に対し雨水浸透施設設置の指導を実施。【再掲】 第一中学校で雨水貯留槽のろ過装置により雨水をろ過し、トイレ洗浄水及び校庭散水として利用。【再掲】 市民総合センターに設置している雨水貯留施設の雨水をトイレの洗浄水として利用し、施設見学者に対してPRを実施。【再掲】 排水設備工事時において雨水排水設備設置の指導を実施。【再掲】 総合体育館に設置している雨水貯留施設の雨水をトイレの洗浄水及びグラウンドの散水として利用。【再掲】 市内三ツ藤一丁目107番地先他2か所の私道に浸透施設を整備する工事を実施。【再掲】 	B
	都と連携して地盤沈下の把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 都で調査を実施した結果報告書を受理。 都環境確保条例に基づき一定規模以上の井戸所有者から地下水揚水量報告書提出を指導。 都環境確保条例に基づく地下水揚水量の規制及び井戸の設置に対する指導を実施。 	B
④騒音・振動防止対策	アイドリングストップの啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 庁用車の運転日誌綴りにアイドリングストップを励行する文書を添付。【再掲】 	B
	都や周辺市町と連携して、横田基地や立川基地周辺の航空機騒音防止対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会等、関係機関に対し航空機騒音防止対策等について要請。計31回 立川飛行場周辺自治体連絡会において、関係機関に対し航空機騒音防止対策等について要請。3回 	B
	生活騒音についての知識やモラルの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動指針により情報提供。 ホームページにより情報提供。 	B
	道路の新設や既存道路の改修の際には、周辺環境に配慮した舗装の採用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音舗装の採用について検討。(低騒音舗装の工事費及び維持管理費が普通舗装に比べ、高額等の理由から、採用には至っていないが、今後、費用対効果等の検討を進めていく。) 	C
	道路の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 適時の道路パトロールを実施。【再掲】 市民からの要望等により道路の部分補修を実施。【再掲】 	B
	地域住民と連携して、騒音振動等に関する監視や指導に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民等からの通報により立入指導を実施。 	B

	定期的な騒音・振動の調査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境騒音調査を 55 地点で 1 回実施。 主要幹線道路環境調査を 9 地点で 1 回実施。 	B
	騒音・浮上防止型マンホールの設置を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 道路舗装工事に伴い、旧来型のマンホール 147 か所・14 件の取替え工事実施。 	B

⑤有害化学物質発生防止対策	有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 都環境確保条例に基づき、適正管理化学物質取扱業者に対し、使用量報告書の提出を指導。 	B
	国や都と連携してアスベスト対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 都が開催するアスベスト対策担当者連絡会に参加。 市民等の通報により現地確認を実施し、都へ情報提供。 都環境確保条例に基づき石綿除去工事等関係事業所に対し、指導、立入検査を実施。27 年度は 0 件。 	B
	野焼きの規制と監視体制を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 市報、ホームページ及びツイッターによる周知、啓発。【再掲】 市民等からの通報により、立入指導を実施。【再掲】 環境パトロールを随時実施。【再掲】 	B
	ダイオキシン類の測定調査を定期的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 空堀川及び残堀川で、河川水中ダイオキシン類調査を 1 回実施。（P. 24 参照）【再掲】 一般環境大気中ダイオキシン類調査を公共施設屋上 3 か所で 2 回実施。【再掲】 産業廃棄物焼却施設 2 事業所で、排ガス中のダイオキシン類及びばいじん調査を 1 回実施。【再掲】 	B
	有害化学物質に関する情報の収集と提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 都及び関係機関からホームページ等を通じ情報収集。 防災行政無線及び武蔵村山市情報提供サービスの災害情報配信メールで、光化学スモッグに関する情報提供。 市内のダイオキシン類に関する調査結果及び産業廃棄物焼却炉の排ガス中ダイオキシン類・ばいじん調査結果を市報により情報提供。 	B

環境目標

9 資源やエネルギーを大切にす

環境指標

環境指標		目標	25年度	26年度	27年度	評価
一世帯当たりの使用量	電気 (Kwh/年) ※	—	—	—	—	—
	都市ガス (m ³ /年)	355	358	366	356	C
	水道 (m ³ /年)	250	268	260	254	C

※電気使用量について、電力供給会社の営業データが推計値であり、市内の正確な使用量の算出ができないため、使用量は算出していない。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成 27 年度の取組状況	評価
①省資源・省エネルギーの推進	広報活動やイベントを通じて、省資源・省エネの意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェスタを10月31日、11月1日に村山デエダラまつり会場内で開催し、省エネのPRを実施。 市民第2駐車場で電気自動車急速充電器を設置及び市民へ無料開放の実施。 	B
	公共施設における省エネ対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎に係る電気、ガス及び水道の使用量を直近5年間の平均値マイナス3パーセント削減の目標を掲げて縮減を実施。 市民総合センターで、太陽熱温水器を活用し、浴室及び床暖房用の温水に利用。 夏季におけるエネルギー消費量の削減等を目的として、「平成 27 年度夏季ライトダウンキャンペーン」を実施。 本庁舎で空気調和設備の最適化システムにより電気及びガス使用量の抑制を実施。 	B
	雨水貯留施設の設置を促進し、雨水利用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 第一中学校で雨水貯留槽のろ過装置により雨水をろ過し、トイレ洗浄水及び校庭散水として利用。【再掲】 市民総合センターに設置している雨水貯留施設の雨水をトイレの洗浄水として利用し、施設見学者に対してPRを実施。【再掲】 総合体育館に設置している雨水貯留施設の雨水をトイレの洗浄水及びグラウンドの散水として利用。 市内三ツ藤一丁目107番地先2か所の私道に浸透施設を整備実施。【再掲】 	B

	裏面の利用、両面コピー等庁内における資源の有効活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報に配慮して全課で実施。 	B
	みどりのカーテン事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 夏季の節電対策及び地球温暖化対策の一環としてみどりのカーテン配布事業を5月22日、23日に実施し、400セットを配布。 	B
	庁舎内において、LED照明の設置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎において平成23年度に照明を100%LED化。 	A
	街路灯等のLED化を推進し、環境負荷の低減化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 街路灯のLED化の推進を検討。 ※(27年度以降については、街路灯の新設及び改修するものについてはLED化を行っている。) 	B
②自然エネルギーの活用	公共施設における自然エネルギーの活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 学校(五中・九小・十小)で太陽熱温水器を使用。 市民総合センターで、太陽熱温水器を活用し、浴室及び床暖房用の温水に利用。【再掲】 都市公園等に設置している23か所の時計にソーラーエネルギーを活用。 雷塚小学校、第一及び第四・第五中学校で太陽光発電の電力を校内で消費する電力の一部として使用。 福社会館改修工事(26年度)にて太陽光発電を設置し利用中。 総合体育館の屋外に設置している時計にソーラーエネルギーを活用。 	B
	自然エネルギーの利用促進に向けた啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェスタ(10月31日、11月1日)で自然エネルギー利用の啓発を実施。 	B
	エコ住宅への改修時に、自然エネルギー利用機器設置の推進をします。	<ul style="list-style-type: none"> 安心安全・エコ住宅等改修助成事業で補助金の交付を実施。(太陽光発電システム2件、他51件) 	B

環境目標

10 ごみを減らしリサイクルを進める

環境指標

環境指標	目 標	25 年度	26 年度	27 年度	評価
排出物原単位 (g/人・日)	735 以下	820.0	805.0	791.6	C
収集ごみ量原単位 (g/人・日)	645 以下	704.1	695.2	678.8	C
持込ごみ量 (t/年)	1,467 以下	2,405	2,286	2,343	C
リサイクル率 (%)	39	35.0	35	34.5	C
最終処分量 (t/年)	16.3 以下	23	29.5	16	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市 の 取 組	平成 27 年度の取組状況	評 価
①ごみ排出量の抑制	ごみの分け方や出し方等、情報提供の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市報及びホームページによる情報提供。 小学 4 年生用小冊子「みんなで考えよう わたしたちのごみについて」を作成し、発行。 	B
	マイバッグの利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市報による情報提供。 10 月の 1 ヶ月間市内の協力店舗、公共施設やデエダラまつり会場にマイバッグキャンペーンのポスター掲示を依頼。 啓発ポスターを市内の協力店舗及び公共施設等に掲示。(市内店舗で調査した結果、マイバッグの持参率は約 40%であった。) 	B
	生ごみ処理機器に対する助成金を充実し、普及を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市報及びホームページによる情報提供。 生ごみ処理機器購入に対し補助金を支給。(11 件) 	B
②資源の再使用	リサイクル商品や、不用品のあっせんなどについての情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ホームページによる情報提供。 市政情報コーナーに不用品再利用あっせん情報の掲示板を設置。 	B
	フリーマーケット、リサイクルバザー等の開催支援を検討・実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェスタ(11月1日、市主催)でフリーマーケットを開催し21店が参加。 ※(団体による自主的開催を支援するのが目的) 	C
	集団回収した、衣類などの資源ごみの有効活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 有効活用できる資源ごみをより多く回収するため、登録団体に対して資源物(紙・布類)1kg当たり8円の奨励金の交付を実施。 	B
	裏面の利用や両面コピー等庁内における資源の有効活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報に配慮して全課で実施。【再掲】 	B

③リサイクル対策	ごみの収集方法の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電リサイクル法に基づき、市内 8 か所の公共施設に、回収ボックスを設置。(回収実績：1,178 個、244.6 kg) 	B
	公共施設で使用する物品についてグリーン購入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 文具類の購入の際、エコマーク認定商品の購入を推進し、グリーン購入法に基づく特定調達品目を積極的に購入。文具類以外のグリーン購入は各課へ依頼。(特定調達品目：文具類のうち筆記用具類は 26 品目中 18 品目、雑貨類は 64 品目中 38 品目、紙製品類は 42 品目中 16 品目。) 	B
	集団回収に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 有効活用できる資源ごみをより多く回収するため、登録団体に対して資源物(紙・布類)1kg当たり 8 円の奨励金の交付を実施。【再掲】 	B
	東京たま広域資源循環組合と連携して、エコセメント事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> エコセメント化施設へ 1,862 t の焼却灰を搬入し、エコセメントの原料として再生利用を実施。 	B
	堆肥化した生ごみの活用方法等について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ堆肥化モデル事業で出来た堆肥をデエダラまつり等で配布。 	B
	モデル地域を定め、生ごみリサイクルの方法を検討し、試験的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ堆肥化モデル事業を平成 26 年 10 月 1 日から残堀・学園地区をモデル地区とし、約 100 世帯を対象に実施。その後平成 28 年から中原・神明を追加し概ね 200 世帯を対象に拡充予定。 	A
	プラスチック、粗大ごみ等のリサイクルを目的とした処理施設の導入を小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携して検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 3 市共同資源物処理施設の導入に向けて、小平市・東大和市・武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合と連携し、住民の理解を得るために、協議会を 14 回・説明会を 1 回開催した。 	B
④不法投棄対策	不法投棄の監視やパトロールの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 定期道路パトロールを実施し不法投棄の抑止力に努める。 	B
	不法投棄防止のため、土地所有者に対して適切な管理を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> 空地や雑木林の土地所有者等に対し適正管理を要請。 	B
	不法投棄防止のために、不法投棄禁止看板の設置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの申請により、不法投棄禁止看板の貸与を実施。 市が管理する土地等に不法投棄禁止看板を設置。 	B

環境目標

1 1 地球をいたわる

環境指標

単位：t-CO₂/年

環境指標		目標	25年度	26年度	27年度	評価
一世帯当たりの二酸化炭素排出量	電気※	—	—	—	—	-
	都市ガス	0.75	0.81	0.79	0.77	C
	水道	0.16	0.05	0.05	0.06	A

※電気使用量について、電力供給会社の営業データが推計値であり、市内の正確な使用量の算出ができないため、使用量は算出していません。

なお、排出係数は東京都地球温暖化防止活動センター「環境家計簿」の係数を使用

環境指標	平成27年度	評価
酸性雨やオゾン層保護に関する情報提供を増やす。	酸性雨は、調査結果を市報に掲載し、地球温暖化関連の資料等を窓口で配布。	B

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①地球温暖化防止対策	公共交通機関の充実と利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内循環バスの運行により、通勤者等の公共交通機関への利用を促進。【再掲】 	B
	自転車道の整備を行い、自転車利用の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車道の補修等を行い、自転車利用の促進。 	B
	市内循環バスは、環境に配慮した車両の運行に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 停留所等での時間調整や信号待ち時におけるアイドリングストップの慣行。【再掲】 	B
	公共施設における屋上や壁面の緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 緑が丘出張所の外周で、緑化を実施。 第一中学校校舎の屋上に設置した芝生の維持管理を実施。 市民総合センター屋上の緑化を維持管理。 残堀・伊奈平地区学習等供用施設の屋上緑化の維持管理。 	B
	地球温暖化問題を考える機会をつくれます。	<ul style="list-style-type: none"> 市報による情報提供。 環境副読本「みんなで考えよう！市内の環境について」を作成し、市内全校の小学5年生に配布。 みどりのカーテンキットを配布（400セット）。 	B

	地球温暖化対策実行計画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度武蔵村山市第二次地球温暖化対策実行計画取組結果報告書を作成。 地球温暖化対策の進捗状況及び目的の達成状況の点検及び評価の結果に基づき、基準年の値を上回った場合は、温室効果ガス排出抑制等のための配慮すべき事項の励行及び周知徹底を依頼。 	B
	自然エネルギー利用機器の設置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 安心安全・エコ住宅等改修助成事業で補助金の交付を実施。（太陽光発電システム 2 件、他 51 件）【再掲】 	B
②酸性雨対策、オゾン層の保護	公用車に低公害車（電気自動車を含む）の導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年式の軽自動車を廃車し、低公害軽乗用車を借り上げた。【再掲】 	A
	工場・事業所からの排出ガスについて指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 都環境確保条例に基づき、6 重油使用対象事業所の重油中の硫黄分調査を 1 回実施。【再掲】 産業廃棄物焼却施設 2 事業所で、排ガス中のダイオキシン類及びばいじん調査を 1 回実施。【再掲】 	B
	酸性雨調査を定期的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 酸性雨調査を市役所屋上で毎月実施。【再掲】 	B
	フロンガスなどのオゾン層破壊物質の適正管理、回収等に関する情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止対策関連について環境課窓口でパンフレット配布。 	B

環境目標

1 2 環境に関心を持ち、学ぶ

環境指標

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
広報による環境情報の提供回数（回）	70を維持	54	51	44	C
ホームページへのアクセス件数（万件）	50	40.5	39.0	46.8	C

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
環境学習会、親と子の環境教室の開催回数、参加人数	3回 70人	3回 49人	3回 58人	3回 74人	B
こどもエコクラブの登録件数、参加人数	5件 50人	0件 0人	0件 0人	0件 0人	C

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①環境情報の収集・提供	環境情報の収集に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 国及び都からの情報提供、環境関係のホームページを通じ随時収集。 環境関係の書籍の収集。（12冊） 	B
	図書館に環境コーナーの設置を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 6月の環境月間に合わせ、ミニ展示（環境関連本30冊程）実施・雷塚図書館。 	B
	市内に残る自然や文化財等の情報提供を積極的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市報、ホームページ及びフェイスブックによる情報提供を実施。【再掲】 ホームページに歴史民俗資料館のページを付設し、情報提供を実施。【再掲】 資料館だよりの発行。【再掲】 	B
	環境情報の収集と広報紙やホームページによる情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 国及び都からの情報提供、環境関係のホームページを通じ随時収集。【再掲】 市報及びホームページによる情報提供を実施。【再掲】 	B
	環境行動指針を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年9月に策定済。 	B

②学校・職場での環境教育	体験学習を取り入れた環境教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校による都教育委員会設定の「CO2削減月間」における、家庭と連携したCO2削減の取組の実施。 市内全小・中学校の「校庭一部芝生化」の推進による、ヒートアイランド現象防止と児童・生徒の意識啓発の実施。 	B
	学校職員への環境教育に関する研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校の教員（希望者 24 人）を対象に環境教育研修会「環境教育推進の在り方」について研修会を実施。 	B
	こどもエコクラブの設立や活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントにおいてパンフレットを配布したが応募がないため、今後も継続して啓発し、募集をしていく。 	C
	学校等に環境教育に関わる人材を講師として派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 水稻栽培の事前学習を兼ねて、各学校に水稻栽培学習指導員を派遣。 	B
	狭山自然教室を継続開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日チャレンジ教室で狭山自然体験コース全 7 回開催し、505 人参加。【再掲】 	B
	市内全小・中学校の校庭芝生化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23, 24 年度に市内全小・中学校の校庭芝生化が完了し維持管理を実施。 	B
	地球温暖化防止のため CO ₂ 削減の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 電気使用量の増大する夏季のエネルギー消費量の削減等を目標として、7 月 7 日に夏季ライトダウンキャンペーンにより午後 9 時には全庁一斉消灯実施。 	B
③地域での環境学習	環境フェスティバル等、環境に関するイベントを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェスタを 10 月 31 日、11 月 1 日に村山デエダラまつり会場内で開催し、省エネの PR を実施。【再掲】 エコプロダクツ 2015 に出展し参加。 	B
	地域の自然や文化等に、直接触れることのできる体験学習の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み子ども展示会にて（自然をくらしのなかへ-織と染め-）を開催。1645 人来館。 星空観察会を開催し夏の夜空を観察した。28 人が参加した。 	B
	ポイ捨て禁止のポスターの募集やイベント等を開催し、市民・事業者のマナーの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 「ひとにやさしい、地球にやさしい」イベントを環境フェスタ及び村山デエダラまつりの会場で実施。【再掲】 	B

環境目標

1 3 環境活動を活性化する

環境指標

環境指標	目標	25年度	26年度	27年度	評価
環境団体の数(件)	20	15	4※ ¹	12※ ²	C

※¹平成25年度までは、環境に関する活動を主体的に行っている団体と一部行っている団体を含めた件数であったため、平成26年度は、主体的に活動する団体のみとしている。

※²平成27年度は、登録申請書に環境保全を掲げた団体が増えた為件数が若干増えている。

環境施策の方向と市の取組

環境施策の方向	市の取組	平成27年度の取組状況	評価
①環境活動の推進	地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 消費・環境テーマのパネル展示及び実験実習を通して、消費者意識の向上を図る消費生活展を支援し、さくらホール（11月14日及び15日）で開催。 有効活用できる資源ごみをより多く回収するため、登録団体に対して資源物（紙・布類）1kg当たり8円の奨励金の交付を実施。【再掲】 出前講座「ごみゼロに向けて」を4回実施。 	B
	市民や事業者との環境に関する意見交換を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 犬の飼い方教室を5月29日に開催し、東京都動物愛護相談センター及び東京都動物愛護推進員と連携し、市民との意見交換を図った。 	B
	クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市報及び自治会回覧でPRを実施。 5月31日に開催し、4,242人が参加。（回収量690kg）【再掲】 	C
②環境団体の育成	都や周辺市町との連携を図り、環境活動の組織づくり、人づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 残堀川クリーンアップ作戦を11月28日に実施し、職員含め20人が参加。 	B
	地域の環境活動を推進する指導者の育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座「ごみゼロに向けて」を4回実施。【再掲】 	B

5 重点的取組実施報告

武蔵村山市の地域特性として象徴的な事項、環境目標を横断する事項、社会的背景などから早急に解決すべき事項などが「5の重点的取組」として掲げられています。この「重点的取組」に対する進捗状況を以下のとおりまとめました。

1 狭山丘陵の保全・活用

ここでは、市の役割について具体的に掲げています。

「都立野山北・六道山公園の保全・活用策の要請」、「中藤公園、狭山緑地、観音寺森緑地の整備の要請等」については、環境目標1の環境指標及び市の取組①で示しているとおり、都立野山北・六道山公園、中藤公園、観音寺森緑地の未買収地の早期取得と合わせ、整備の促進や樹林地の維持管理について平成27年度においても、引き続き要望しました。

また、平成23年12月に都区市町が合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（改定）では、新たに中藤公園の一部と観音寺森緑地が優先整備区域に指定され、平成25年度に東京都が策定する「丘陵地公園（中藤公園・観音寺森緑地・東大和芋窪緑地）の整備計画」の内容について調整を行うとともに、早期事業化について引き続き要望を行い、平成25年度には、中藤公園の優先整備区域に指定された区域について、東京都が着手したことから、中藤公園の整備に関する協議会が設立され、平成27年度も整備に向けた具体的な検討が進んでおり、平成28年4月には公園の一部が開園している。

東京都、本市、瑞穂町、指定管理者、市民団体等で構成されている都立野山北・六道山公園管理運営協議会においては、公園の保全・活用について引き続き協議を行い、野山北・六道山公園内の樹林地整備などを行いました。

なお、「市立野山北公園の維持管理」については、武蔵村山市シルバー人材センターに年間を通し委託し、維持管理に努めています。また、必要に応じ公園施設等の補修等を実施しています。

2 環境に配慮したまちづくりの推進

環境に配慮したまちづくりを推進するため、1 狭山丘陵の保全・活用でも示しましたが、環境目標1の環境指標及び市の取組①で示しているとおり、都立野山北・六道山公園等の未買収地の早期取得等の要請を行っています。また、平成23年12月に都区市町が合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（改定）では、新たに中藤公園の一部と観音寺森緑地が優先整備区域に指定されました。

なお、環境目標4の市の取組②で示しているとおり、地区計画や地区整備計画を定めるに当たり、環境に配慮するよう建築物等に制限を規定しました。

3 生ごみの有効活用

環境目標10の市の取組①及び②で示しているとおおり、様々な施策の実施・検討を行っています。ごみの分別について市報及びホームページへの掲載やごみ情報誌等を発行し、周知徹底を図っています。

また、生ごみの減量化を推進するため家庭及び事業用の生ごみ処理機器の購入補助制度について市報及びホームページへ掲載し、その普及を図っています。

ごみ資源化等市民懇談会で、生ごみの堆肥化利用に係るモデル事業の着手に関し、必要な事項を検討した結果、平成20年12月に「生ごみの堆肥化に係るモデル事業の実施方法について」の報告を受け、平成21、22年度にモデル事業を実施しました。平成23年度にひまわりガーデンの堆肥として活用することを検討し、平成25年度から実際に活用しました。

また、平成26年度には、生ごみ堆肥化モデル事業で公共施設、デエダラまつり等での堆肥の配布を検討した後、平成27年度より配布を実施しました。

4 ポイ捨ての防止

環境目標6の市の取組①で示しているとおおり、犬のふんの放置等の防止に関する啓発看板の無料配布の実施や武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例に関する啓発物品を作成し、様々な機会を捉え、啓発活動を実施しています。

また、平成27年度から犬のふんの放置やノーリード散歩等の防止のため、市内のパトロールを開始しました。今後も市、市民、事業者及び土地所有者と連携し清潔できれいなまちづくりを推進するため、継続して啓発活動を行っていきます。

5 地球温暖化の防止

ここでは、今後の対策について、具体的に市の対策と市全体の対策を掲げています。

「地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化防止対策の推進」については、環境目標11の市の取組①で示しているとおおり、平成24年11月に武蔵村山市第二次地球温暖化対策実行計画を策定しました。この計画では、平成24年度から平成28年度までの5年間で平成22年度（基準年）の温室効果ガス排出量と比較し、平成28年度には6%以上の温室効果ガスの削減をするよう目標を掲げ、実施することとしています。実際の取組としては、平成21年度から住宅用新エネルギー利用機器等設置費補助制度を実施し、平成22年度からは、新たに補助対象機種を3機種追加して引き続き補助金の交付を行いました（平成24年度以降、「安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金」に名称変更）。また、家庭へのみどりのカーテンキットの配布、残堀・伊奈平地区会館や市民総合センター・第一中学校の屋上緑化を行っています。

「グリーン購入の促進」については、環境目標10の市の取組②で示しているとおおり、各課で消耗品等を購入する際、国等による環境物品等の調達を推進等に関する法律に基づく環境物品等の調達の基本方針に基づき、できる限りグリーン購入を推進しています。

「環境行動指針を通じた市民・事業者への意識啓発」については、環境目標12の市の取組①で示しているとおおり、武蔵村山市環境基本計画の改訂に合わせ、平成24年9月に武蔵村山市環境行動指針を改訂

しました。この指針については、ホームページに掲載し、また、閲覧用として図書館及び情報コーナー等に設置し、市民・事業者への意識の啓発を図りました。

平成27年度
武蔵村山市環境基本計画に基づく報告書
(武蔵村山市年次報告書)

発行日：平成29年 2月

発行：武蔵村山市

編集：武蔵村山市 協働推進部 環境課 環境保全グループ
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL：042-565-1111

FAX：042-566-4493